

公益財団法人



すみりんニュース

No.17

■編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
 ■編集発行人 理事長 友永健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21

TEL 06-6674-3732 FAX 06-6674-7201

<http://www.suminrin-shi.or.jp/>

## この号の内容

- 1 住吉地区連続講座『戦後の  
 部落解放運動 再建から1  
 980年まで』

(1) ~ (10)

- 2 公益財団法人住吉隣保事業  
 推進協会の動き (10)

## 全国水平社90年の歴史に学ぶ

## 住吉地区連続講座8月例会

## 「戦後の部落解放運動

## 再建から1980年まで」

講師：渡辺俊雄さん（全国部落解放史研究会運営委員）

去る8月26日午後1時から3時まで、市民交流センターすみよし北において、「全国水平社90年の歴史から学ぶ」住吉地区連続講座の9月例会が開催されました。テーマは、「戦後の部落解放運動 再建から1980年まで」で、講師は、全国部落史研究会運営委員の渡辺俊雄さん。最初に、部落解放・人権研究所が8月初旬に作成したDVD『部落解放運動の歩み 人間は尊敬すべきもの』の「戦後編 I 部落解放運動の再出発」を鑑賞し、参加者から感想と質問を出し合い、渡辺さんから回答がありました。その後、渡辺さんから敗戦後に運動が再建され1980年までの部落解放運動の歩みが話されました。この日の参加者は8名でした。以下は、この日の質疑応答と渡辺さんの説明を事務局でまとめたものです。

## 1.DVD 鑑賞

「部落解放運動の歩み 人間は尊敬すべきもの」  
 (社団法人部落解放・人権研究所制作)の「戦後編  
 I 部落解放運動の再出発」

## 2.グループ討論

## ●DVD の見への質問・感想

○○ DVD では、差別に対する取り組み、運動は描かれていましたが、解放同盟員の生活の問題や意識の問題が、取り組みのなかでどう変わってきたかということが、あまり触れられてなかったように思います。解放運動に対する取り組みが、いま弱くなっているような現状がありますが、差別

はあかんといった観念的な啓発だけではなく、われわれ自身がどう生きていくかということを考えないといかんなどということを感じました。

○○ 社会福祉法人で高齢者の担当をしています。私は1962年生まれですが、私が生まれたころはどうやったのか、年代を見ながらDVDを鑑賞しました。質問ですが、「部落」と「同和」というのはどう違うのでしょうか。

私は『にんげん』という教科書で小学校のときに学びました。その中の話をいくつか覚えています。子どもがコマの紐を欲しがったけど、親はお金がないので、普通の長さの紐が買えず、余りの短い

紐しか買えなかった。その子の家では牛を飼っていたのですが、牛小屋の番をしているとき、その紐を少しでも長くしようと牛小屋の柱に紐をかけて引っ張っているうちに転び、牛に踏まれて亡くなるという話です。貧しさから起こったことやったのかなあと思いました。それから、傘がない人がいても見えて見ぬフリをする人たちがいるという話。小学生のときですが、そういう話を覚えています。わからないままに、学んでいたんだなあとと思ってDVDを見ていました。

〇〇 この交流センターの職員です。いまにつながる解放運動の流れ、たとえば女性や青年、宗教団体、企業などの運動の起りや流れが、DVDを見てよくわかりました。もっと勉強したいと思って参加しました。

〇〇 老人ホームの事務局をしています。全国水平社90周年ですが、戦後の運動の出発にあたって、戦前の運動の流れが、どのように継承されているのか、あるいは、されていないのか、ということが気になります。戦後、社会全体が大きく転換したので、運動も変わるのかと思うんですが、なぜ名前が部落解放全国委員会とか、そのあと部落解放同盟に変わっていったのか。水平社という名前を変える理由があったのかどうか。

この建物も解放会館が人権センターになって市民交流センターになって、変える意味合いがあるのだらうと思いますが、そのときどきの状況と合わせないとわかりにくいのかなと思います。

私自身、住吉区の南のほうの出身ですが、『にんげん』の教科書を使いました。70年代、80年代に教育を受けてきた者からすれば、部落差別の実態があまりわかりにくくなっていると思います。差別は経済的な面だけではなく、いろんな面があると思いますが、貧困や経済的な格差がどの程度なくなっていたのか、あるいは、それ以外に差別の実態を示す調査や、補強する資料があればいいのかなと思います。

〇〇 住吉の寺院の住職をしています。こちらに帰ってくるまでは教団の本山に25年間いました。そのときに教団の宗務庁に、同和推進課を立ち上げる運動をしました。そのきっかけになったのが、1991年の頃、部落解放基本法制定要求全国網の目行進の中・四国隊の隊員として回って、部落の

実情を実際に目で見てきた経験です。いまは人権啓発課と名前は変わっています。

差別戒名の改正にあたっての学習会をしたりしました。解放運動とは、確認学習会という形で、対峙される立場の教団の職員として、かかわってきました。

〇〇 水平社という名称が、戦後どうして変わったのですか。

#### ●質問に答える

##### ○「部落」と「同和」

いろいろ質問をいただきました。あとで、時代を追いながら、戦後の解放運動の流れを説明しますが、まず、「部落」と「同和」という言葉がどう違うのかということです。戦前は、部落差別をなくすための取り組みや事業を表すのに「融和」という言葉を使いました。「融和」というのは「溶け合う」という意味で、「融和事業」「融和行政」といった言葉がありました。戦前の1940年代から「融和」を「同和」に変えて、「同和事業」「同和行政」と言うようになりました。「同和運動」という言葉も、その頃から使われています。それを引き継いで、戦後も、教育や行政が行う事業のことを同和教育あるいは「同和事業」と言ったり、部落差別をなくす運動のことを、「同和運動」と言ったりして、「同和」という言葉を戦後もずっと使っていました。

「融和」も「同和」も、もともとの意味は同じで、違いを越えて、みんな同じ、いっしょに、仲良く、という意味です。また、在日朝鮮人に対する行政の施策も戦前から始まりますが、それを「協和事業」と言いました。部落に対する事業は「同和事業」、朝鮮人に対する事業は「協和事業」。「協和」も同じ意味です。さらに言えば、「昭和」という言葉も同じ意味です。中国の昔の文献に出てくる言葉だと言われています。「大正」という時代が終わって、次の天皇が即位して、元号を決めるとき、いろんな候補のなかに「同和」も「融和」も「協和」もあったということです。意味としてはいっしょで、「みんな仲良く」という意味です。

ただ、部落解放運動の側からすれば、自分たちが抱えている問題、つまり、部落差別の原因はどこにあるのか、あるいは、どうしたら差別をなくすことができるのか、ということ抜きにして、「みんな仲良く」すればいいということではない。「同和」という言葉はそういう意味合いで使われる場合が多い。部落差別というのは、いまの社会の問題であ

り、行政の責任がある。同情や憐れみということではなく、差別されている状態をなくしていくという部落解放運動の立場をはっきりさせよう、差別されている自分たちが自ら立ち上がって、差別をなくしていくということを出している運動ですから、「同和」という言葉よりも「部落解放」という言葉のほうが的確だということです。だから、運動団体としては「同和」と言わないで、「部落」「部落解放」と言ってきたし、そのほうが、自分たちが何をやるかとしているのかということがはっきりするということから、こういう言葉を使ってきたわけです。

それから、もう一つは、「同和地区」と「被差別部落」という言葉です。これは同じ言葉のように考えられていますが、意味はちょっとずれています。全国には6000の部落があって、300万人の部落民がいるということで、「6000部落300万人」ということが、水平社の時代から言いならわされてきました。ところが政府の実態調査では、全国で4000余りの同和地区、200万人余りの人数があがっています。このギャップは何か、ということですが、実は、同和地区のほんとうの意味は「同和対策事業の対象地区」ということです。行政が施策を行うときに、歴史的に見れば被差別部落で、もともと「えた」身分の人が住んでいたところだから同和対策事業を行うというわけにはいきません。差別を生み出したり助長したりすることになりますから。当事者が、ここは被差別部落で昔から差別されてきた、地区指定されたり会館を建てたりすると、ますます部落だということが周りからわかるかもしれないけれども、それは承知の上で部落解放運動をやり、同和対策事業も要求する、ということではじめて同和対策事業ができる。つまり、同和対策の対象地区にするには当事者の同意がないとできないわけです。政府が全国に部落がいくつあるかを調査するとしても、当事者が、こんな調査に手を挙げたら、いままで隠していて差別を受けないようにしていたのがばれてしまう、自分たちが被差別部落であることはわかっているし、周囲も知っているけれども、この調査には手を挙げないという地域がたくさん出てくるわけです。それがこの6000と4000という数字のギャップになっていると思います。

つまり、被差別部落と言われる地域の中で同和対策事業の対象になっている地域が同和地区というわけです。大阪では47地区ありますが、歴史的には57か58の被差別部落があるはずですが、でも、自分たちでは手を挙げないか、また、都市化

のなかで地域が分散してしまっているということもあります。そういう意味で、「部落」と「同和地区」はイコールではないけれども、とりあえず同じようなものとして、言い換えて使っているわけです。

そういう違いがほんとうはありますが、部落問題と言えば、何か運動団体用語のように受け止められるということもあるのかもしれませんが、少しきつい印象があるので、部落問題と言わずに同和問題と言っている。イコールだと考えて、使っています。組織名にしても、『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議(同宗連)なども、そういう違いを承知のうえで、部落問題というところを同和問題という言葉を使っているのだと思います。

### ○「部落解放全国委員会」という名称

「水平社」という名前を、戦後の解放運動の再建にあたって、なぜ使わなかったのかという質問がありました。1946年2月19日に京都に全国から部落の代表が集まって、全国部落代表者会議が開かれ、部落解放全国委員会が発足します。その会議への呼びかけを全国に送るわけですが、呼びかけをした組織の名前は、実は「全国水平社」です。全国水平社の名前で呼びかけたわけです。戦前の水平社は、法律的に言えば1942年になくなるのですが、地域に住んでいる人や、水平運動を担ってきた人びとの気持ちの中、心の中には水平社が生き続けてきたわけです。そういう思いで、戦後の解放運動の出発は、全国水平社の名前で招集された集会で始まっているわけです。

それなら全国水平社の名前を戦後も継承すればよかったのではないかということですが、部落解放全国委員会という名前になりました。戦後の解放運動を再建するとき、名称についていろんな意見もあったわけです。朝田善之助さんの伝記を読むと、戦前の運動の中で、一番すばらしい実践をしたのは「部落委員会活動」という活動だとしています。DVDの戦前編では「部落委員会活動」の紹介をしていますが、従来、水平社というと差別事件の糾弾ばかりやっているように考えられていたし、たしかに糾弾闘争中心にやってきたわけですが、1931年、32年ぐらいから、部落の中で抱えている経済的な要求をもっと大事にして運動をしようということになっていきます。たとえば共働きだから保育所がほしい、雨漏りする家をなんとかしてほしい、雨が降れば水浸しになる道路を直してほしい、税金を安くしてほしい、子どもが学校に行けるように奨学金を出してほしいというように、戦後の行政

闘争の中で要求したこと、ほとんど同じようなことが、戦前の運動で出てきているわけです。糾弾闘争だけではなく、部落が抱えている経済的な要求も含めて、水平社に参加している人だけではなく地域の要求を汲み上げて運動していこうという運動のやり方が「部落委員会活動」です。その伝統を戦後、引き継ごう、この運動のスタイルを継承しようという意識が強かったのだと思います。敗戦直後は、みんなが貧しいわけですが、特に部落の場合、生活が厳しかったわけですから、経済的な要求も含めて運動していこうという意識があつて、戦前の部落委員会活動を継承して、部落解放全国委員会という名前にしたわけです。



部落解放全国委員会の結成記念写真  
1946年2月〈福岡県人権研究所蔵〉

○「部落解放全国委員会」から「部落解放同盟」へ  
しかし、委員会といういかにも活動家の集まりというニュアンスになります。実際、戦後の部落解放全国委員会ができた当時は、いまのように、全国のどこの部落にも解放運動の組織ができたわけではなく、また、おっちゃん、おばちゃんも参加するといった組織ではなく、少数の活動家の集団という状況がしばらく続きます。もっと大衆的な運動にしないではいけないということを考えるわけですが、そういうときに、1951年、京都でオール・ロマンス事件が起きるわけです。戦前からの生活擁護の闘いは、必ずしも成功していたわけではありませんでしたが、オール・ロマンス事件をきっかけにした京都の経験を踏まえて、そういう部落の劣悪な実態というのは、たまたまそうだったり、部落の人間がなまけていたからではなくて、行政がやるべきことをやってこなかった結果である、したがって、部落の劣悪な実態の改善を行政の責任として求めていこうという行政闘争の運動方針が全国に広がっていきました。活動家の集団ではなくて、家がほ

しい、保育所がほしい、教科書をタダにしてほしい、そういう人たちが一人ひとり立ち上がって組織されていく、という組織になっていった。そういう組織の変化を表したのが部落解放同盟という名前です。解放同盟という名前にはそういう意味があるわけです。

#### ○戦後部落の実態と意識

そういうふうには、少しずつ部落解放運動に参加する人が増えていき、またいろんな人が参加するようになり、そのなかに女性も青年も含まれていきます。行政闘争などをすると、中心になるのは女性だったと言われています。赤ちゃんを背負った女性がおしめを持って座り込みに行くという姿が各地で見られるようになります。

その頃の部落の実態はどうだったのかというと、共同井戸や共同便所という劣悪な実態が続いていました。その点、戦前も戦後も、基本的にはあまり変わっていませんでした。

意識の面はどうか。意識というのは、運動を起こすときの大事な要素になりますが、実態が戦前とあまり変わらなかったのとは違って、意識の面では、戦後、ずいぶん変わったと思います。一つは新憲法ができたことです。部落出身者であっても、「社会的身分又は門地」によって差別されない、と憲法に謳われたこと。もちろん、戦前でも差別していいということではないけれども、はっきりと憲法で、差別してはいけないと謳ったこと、したがって、差別をなくせという運動に社会性があると明確にしたことは、ものすごく大きなことでした。だから、たとえば学校で先生が差別事件を起こしたら、学校のありかたを変えていこう求めたり、企業が差別事件を起こせば、差別をしないように求めていくということが、より可能になる条件が生まれたということです。その意味で、新憲法の制定は大きな意味があったと思います。

もう一つは当事者の意識です。被差別部落に住んでいる当事者が、被差別部落を、部落民であることをどう考えるか。つまり、アイデンティティが大事になってきます。部落差別はまちがいがだし、してはいけないと言いつつも、でも、やはり部落は遅れている、世間から取り残されている、というマイナスのイメージが、ある時期までは解放運動のなかでも強かったと思います。実際、経済的な格差、就業、就学の面の格差は目に見えているわけです。それがなぜかということ、理屈で説明することはできても、現実に周辺地域に比べて、経済的

にも低く、厳しい状況に置かれている。これは、だから運動をしないといけないというバネにもなりました。こんな状態を放置できないから、もっと生活を良くしようと、そういう運動のバネになったのも事実ですが、反面、部落は遅れた地域だという意識は、部落の中でもかなり強かったと思います。1950年代には、解放同盟大阪府連の運動方針でも、部落は経済的にも遅れているし文化的にも低い、という言い方をしています。そういうとらえ方をしました。

しかし、ほんとうに部落は遅れた地域なのか、そのような意識が問題ではないか、と提起されるようになりしました。1950年代後半から1960年代、運動のなかでも、しだいにそういう部落のとらえ方が問い直されていきます。つまり、部落にあるいろんな生活習慣や伝統、食文化、言葉、人とのつきあい方、そういったものを「低い」ととらえないで、大事にしていこう、のちの言葉で言えば、「誇り」としていこうという文化運動の方針がだんだん出てきます。これはものすごく大きな変化です。部落のいまの現実を否定的なものにとらえて世間一般に近づく、世間の「お上品な」文化に近づくということではなく、いまの部落にある文化を大事にしながらい差別をなくしていこうという動きが、1955年、56年頃→>年の大阪府連大会の運動方針に、ぼつぼつ出てくるようになります。たぶん、そういう考え方を部落解放運動のなかに取り込んでいった一人は、豊中出身で、府同促(大阪府同和事業促進協議会)の会長だった寺本知さんであり、この住吉の住田利雄さんもそういう役割を果たされたと思います。そのように、部落の中の文化を大事にしようと考える活動家が、文化の大事さを運動のなかに入れていったわけです。

### ○部落史の問い直し

水平社の歴史を振り返るということですが、水平社創立40年の1962年には、まだ、水平社からの運動を振り返るという余裕がありませんでした。水平社50年の<1971>1972年、水平社からの運動を振り返る本格的な写真集を初めて解放同盟中央本部が作りしました。自分たちの運動を誇りを持って振り返ろう、それぞれの地域の歴史を掘り起こそうという運動が、中央本部が中心になって進めていくという流れがあり、この流れのなかで、大阪でも地域史の掘り起こしが進みました。遅れているとか低位とか言われる面もあったでしょう

が、それだけではなくて、部落の中で誇るべき歴史、伝統、文化があったことを再認識しようという動きが、このあたりから起こってきます。

こういう運動の雰囲気があって、部落史の歴史学習も変わっていきました。いままで、差別が厳しかった、虐げられてきたという面が強調されてきました。もちろん、江戸時代や明治初期の差別は厳しかったし、そういう面もありますが、そのなかでも、渋染一揆のように差別と闘ってきた運動もあったわけだし、それぞれの地域で、差別をなくす取り組みもしてきました。部落というのは貧しくて、失業者の集団のように世間的には考えられてきたわけですが、実際には、部落は皮革産業や食肉業、雪踏作りなど、労働と生産も担ってきたということが、部落史学習や研究のなかでも強調されるようになります。福岡では松崎武俊さんたち、大阪では寺木伸明さんや、この間亡くなられた中尾健次さんなど、これらの人たちが、そういう事例を意識的に掘り起こしていく、ということがすすめられて、今日に至っています。

### ○歴史を学ぶ意味

運動の流れを知りたいということですが、私たちがなぜ歴史を勉強するかということ、こういうことだと思えます。つまり、現在、いまという時代はどのようにしてできてきたのか、どういう歴史の流れのなかで、いまのような社会になったのか。たとえばこのセンターにしても、どのようにして建ったのか、それがどのような努力をしてできたのかということを知る。最近のいろいろな状況のなかで悪質な差別意識が芽吹いていますが、それでも、以前に比べれば、相当多くの人々が部落の人と結婚することを肯定する意識もあるわけです。そのような状況が、どのような歴史の流れのなかで生まれてきたのかということを知ることが、歴史を勉強するということであり、何年に何があったといったことは、教科書を見たり、本を読んだらわかることです。そういうことを覚えたりすることが目的なのではなくて、それぞれの時代に、それぞれの時代に生きた人たちががんばってきたことが、いまにどうつながってきているのか、それを学ぶことが歴史を学ぶ意味だと思います。同時に、私たちがいまやっていることが、次の世代へ、新しい世の中をつくるために努力する、そういう橋渡しをしているということにもなるわけです。

部落解放運動で言えば、青年の取り組み、女性の取り組み、あるいは宗教界や企業の取り組みな

どが、どういうことをきっかけにして始まっていったのか、その後も、いろいろな取り組みがあって、いまに至るわけですが、どんなことをきっかけにして始まって、今日に至っているか、そういうことを意識しながら、見ていただきたいと思います。

また、自分史といえますか、自分が生まれて育ってきた時代と重ね合わせて歴史を見る、ということは大変な視点です。私は1949年生まれですが、私が全然知らないとき、私の知らないところで、あんなことが起こっていたとか、私の母親があんなことを言ったのは、実はそのときにこういうことがあって、それを母親なりに意識してしゃべっていたのかとか、ということがあります。そういう狭い意味だけではなくて、たとえば地域の運動の取り組みが、解放運動のこういう歩みが影響していたとか、企業の取り組みでも、実は解放運動のこういう流れを反映していたとか、あるいは部落問題のこういう実態を映し出していたとか、そのように重ねていくことで、解放運動の歴史が、他人事ではなく、自分が生きてきた歩みと重なって、生き生きとした歴史として認識してもらえたいと思います。

### 3.戦後の部落解放運動

#### 1)行政闘争と運動の拡大

DVDを鑑賞しての質問、意見にお答えしてきましたが、ここで少し時間をいただいて、戦後の解放運動の流れ、1945年から80年頃までの35年ぐらいを、いくつかのテーマに分けて、整理しておきます。

1945年に日本はアジア・太平洋戦争に負けて、新しい国づくりが始まります。新しい国づくりの象徴は日本国憲法です。1946年11月に公布され、1947年5月3日に施行されました。この憲法をみるだけでも、部落問題とのかかわりが非常に深いわけです。憲法第3章の「国民の権利及び義務」、10条から40条までありますが、これを読むだけでもおもしろいので、また読んでください。部落問題とのかかわりで言えば、14条の「法の下での平等」、つまり「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という条文です。この「社会的身分」に部落問題が含まれていると言われています。憲法に「社会的身分又は門地」という言葉が入ったことについては、戦前の水平社以来の、身分差別をなくせという運動が、直接間接に影響したと思います。

憲法14条は3つの条文から成っていて、いまのが第1項ですが、第2項は「華族その他の貴族の制度は、これを認めない」という条文です。戦後、どういう憲法を制定するかを国会で議論したときに、最初に提案された政府の案は、一代限り貴族の制度を認めるというものでした。戦前には公家、貴族の流れをくむ身分として華族があったわけですが、憲法制定当時に華族と見なされている人については、その人一代に限って華族として認めようというのが最初の政府の案でした。それがもし憲法に生かされたとしたら、憲法が制定されて65年しか経っていませんから、現在も華族と言われる人が存在していることになります。

全国水平社委員長の松本治一郎さんは、1936年に衆議院議員に当選するわけですが、国会で華族制度をなくせ、という意見を述べてきました。戦後は参議院議員の副議長になりますが、天皇に対する「カニの横ばい」式の挨拶を拒否します。1948年の第2回国会開会の日、天皇が開会式に出席するために国会に来るわけですが、天皇がいる部屋に、衆参両院の議長、副議長が挨拶に行きます。そのとき、天皇にお尻を見せるのは「不敬」だとして、カニのように横に歩いて挨拶するという慣例が、戦後の主権在民の憲法のもとでも行われていました。それを松本は、「私はそんなことはしない」と言って拒否するわけです。松本さんは天皇制や華族制度について批判的な意見を述べてきたので、保守的な政治家からは疎まれていたわけですが、何かきっかけをつくって松本にダメージを与えようと狙われていました。この「カニの横ばい」事件のあと、1949年1月に、松本は公職追放を受け、国会議員や部落解放全国委員会の委員長もやめることになりました。2年後に追放解除されますが、この2年間というのは、戦後の解放運動の最もしんどい時期で、組織も弱いし、松本の公職追放に対してもなかなか反撃ができない、という厳しい時期でした。このときに全国書記長をしていたのが、豊中出身の山口賢次という戦前からの活動家ですが、この人が生活の厳しさに耐えかねて、1951年に自分で命を絶つということまで起こります。

そういう時期を乗り越えて、1951年のオール・ロマンズ事件をきっかけに全国的に行政闘争が起こります。大阪で言えば、1951年12月に府同促ができ、大阪スタイルの行政闘争が始まります。

『にんげん』につながっていくような教育の取り組みも、1953年の全同教(全国同和教育研究協議

会)の結成から始まります。こういう組織ができる背景には、たとえば広島吉和中学校で起きた差別事件や、大阪で1952年に起きた大阪市立南中学校の差別事件があります。これは滋賀から大阪にやってきて、心齋橋で靴屋さんをやっていたその店の子どもが中学校に通っていて、その子どもが差別を受けた事件です。この事件をきっかけに、大阪でも同和教育をやっていこう、やっていかなければいけないということで、学校の先生や、大阪教育大学の盛田嘉徳さんたちががんばって、全同教ができるわけです。

1955年には先に言いましたように、部落解放全国委員会が部落解放同盟と名称を改めます。このころ、1954年に、戦後大阪の大きな事件である硫酸事件が起こります。硫酸事件は、私などは当たり前のようにしゃべっていますが、この前、大阪府連で別の話をしていたとき、「硫酸事件ってなんですか」と、府連の書記局の人から質問されました。こういう事件のことも伝わっていないんだと思いましたが、部落の出身の女性教師が結婚差別を受けた事件です。交際相手の男は「部落なんて気にしない」と言いながら、女性が妊娠したと知ると、女性に堕胎させます。一方で男は別の女性と結婚するのですが、それを隠してその部落出身の女性と交際を続けるという破廉恥な話ですが、いろいろな経過があって、ある日、今日は決着をつけようということで二人で会ったときに、女性がその男の局部に硫酸をかけたという事件です。新聞でも大きく取り上げられた事件ですが、この事件は、部落差別が依然として厳しいということを世間にも知らしめたし、地域の中でもこの結婚差別事件があったということから、大衆的な組織へと広がっていき、解放同盟ができてきます。

1956年には、全国婦人集会が始まり、57年に全国青年集会が始まります。56年の暮れには「部落300万人の訴え」という朝日新聞の連載で、世間にも部落差別があることが広く知られます。

## 2) 同対審答申と特別措置法

オール・ロマンス事件で行政闘争が始まるわけですが、地方自治体ができることは限られているわけです。部落差別をなくす法律もないし、財政的な特別措置を決めた法律もない。自治体は、運動に押されて、やむを得ずやっているが、権限もないし、予算もない。結局、国が部落問題をどう考えるかが大事だということになって、国としての政策、

国策をつくれという動きが1958年から起こってきます。

1960年に同和对策審議会設置法ができて、調査をしたり、審議会の中で対策を議論して、1965年に同和对策審議会の答申が出ます。答申を受けて、1969年に同和对策事業特別措置法という法律ができます。



雑誌『オール・ロマンス』1951年10月号

その間、1963年に狭山差別事件が起こります。その後、狭山闘争は全国的な闘争になっていきますが、63年からすぐに全国的な闘争になったわけではなく、しばらくは埼玉県のローカルな取り組みが中心でした。1964年に浦和地裁で死刑判決が出て、第2審の東京高裁の冒頭で石川一雄さんは「自分はやっていない」と初めて言うわけです。しかし、1969年頃には、裁判はもう事実調べをやめて、判決を出そうという時期になっていました。これは大変だということで、結審をやめて事実調べをさせようという取り組みが、69年頃から全国的に起こり、これ以降、狭山闘争が全国化します。そのなかで、住吉の青年部などは早い時期から現地調査に行ったりして取り組んでいます。

特別措置法ができて、ようやく同和对策の取り組みも進むわけですが、大阪の場合は府同促があったこともあって、特別措置法を待たずに同対審答申が出たあとの1966年、67年ぐらいから先行して、同和对策事業の本格的な取り組みが始まっています。しかし、全国的には69年7月に法律が

制定されましたから、翌年の1970年から実際に法律に基づいて事業が行われるようになります。

### 3) 相次ぐ差別と運動の広がり

そういうなかで差別事件が相次いでいます。1968年には壬申戸籍という、明治の初めにつくられた戸籍を見ると、どこが部落か、だれが部落民かということがわかる、そういう戸籍が、野放しで第三者が勝手に閲覧できるということが問題になりました。糾弾闘争があって、基本的には壬申戸籍は法務省が厳重に管理することになりました。壬申戸籍が見れなくなったということが一つの背景になって、部落地名総鑑という本が作られて、企業が利用するようになるわけです。

69年には矢田教育差別事件や商業興信所差別事件が起こります。1971年には中城結婚差別事件と住吉結婚差別事件が起こっています。『大阪の部落史』に、これらの事件の資料や遺書を載せています。

1972年には高知県で宿毛結婚差別事件が起こります。73年には和歌山県白浜町の部落の人が、お見合いの相手になったとき、大阪の泉大津市の人が親子で白浜まで出かけて行って、町役場で部落の人の戸籍を見せてくれと言った事件が起こります。和歌山は同和教育が昔から盛んで、町役場の窓口の人が、きちっと対応して、「そのような身元調査はまちがっています」と注意したりしました。白浜町は独自で戸籍の公開制限を始めます。こういうことが、後の戸籍の公開制限などの取り組みにつながっていきます。

1974年には狭山事件で東京高裁の判決があって、それ以降の闘争はご承知の通りです。

1975年に部落地名総鑑差別事件が起こり、それをきっかけにして、同和問題企業連絡会(同企連)ができます。79年に世界宗教者平和会議差別事件が起こり、そこから同宗連ができます。

1977年には、国際連帯として、国際人権規約批准運動が始まりますが、これもある意味、部落地名総鑑糾弾闘争からの流れでもあるわけです。部落地名総鑑で企業を糾弾すると、企業が差別していたのは部落の人だけではなく、朝鮮人、障がい者、女性など、いろんなことで企業は就職差別をしていたわけです。憲法14条は、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」の差別を禁止していますが、もっと広範に差別を禁止するような手だてがないか、あるいは、そういうことを禁止して、差別のない社会をつくる方法はないかということ、部落

解放研究所で友永さんを中心に勉強して考えられたと思います。そのときに、国連では10年ぐらい前の1966年に国際人権規約が採択されて、発効する時期が迫っているということがわかるわけです。ところが日本では、国際人権規約というものの存在すら知られていない。国際人権規約によって人権が守られるべき人にも知られていない、という状況でした。

いまでも覚えています。私はそのとき研究所にいましたので、どこか図書館に行って、国際人権規約の関係の本をコピーしようということで行きましたが、分厚い本が1冊あっただけです。法学者が国際人権規約の成り立ちや条文を説明した本です。しかし、ほんとうに国際人権規約が必要な人が読めるように解説した本というのは全然ありませんでした。その時期から、解放同盟が中心になって批准運動を始めて、79年に、留保はつきますが日本政府に批准させました。これについても部落解放運動が大きな役割を果たしたと思います。解放運動はいろいろな不十分な面や誤りもあって、それはそれで厳しく問われるべきことはあるでしょうが、日本の人権闘争の水準を引き上げる役割を果たした、そのことは大きいと思います。

1980年に国際人権シンポジウムが開かれ、その後、国際的な人権の取り組みが進んでいくという流れになります。

だいたい以上のような流れで戦後の運動をとらえていただけたらいいかと思います。

### ●参加者の意見から

〇〇「部落」と「同和」という名称のことですが、私の教団では、同対審答申に基づいて、「同和」という言葉を使いました。当時のことを思い返してみると、名称をどうするかということで、かなりの時間をかけました。当時、教団の中で起こった事件ですが、布教使が出した本の中に「部落」という文字が出てきて、それが回収の対象になりました。「部落」というのは、もともとは集落を意味する言葉で、学校の運動会でも「部落対抗リレー」とか言っていました。いつの間にか、そういう言葉が消えていったという経緯があります。「部落」という言葉は、「部落解放」という熟語で使うのか、「部落」という2文字で使うのか、また、「部落問題」とか「部落差別」とするかによって、ちょっとずつニュアンスが変わると思います。「同和」という言葉も「同和」の2文字だけで使うのではなく、熟語で使うということで徹底してきました。



「同和」という言葉が「地域」という言葉に変わって、「地域改善」と言われるようになりました。同宗連の中でもそういう議論があって、『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議の名称を変えようか変えまいかという時期があって、各教団にアンケートを取りました。振り返ってみると、「部落」という2文字の言葉がある意味で混乱を招いてきたということもあるかと思えます。一方では、集落を意味して、いなかで住んでいる人たちは、「うちの部落は」というように簡単に使えなくなったということもありましたし、それと、宗教教団が当初、担当部署の名称をつくる時に、浄土真宗本願寺派では「同和」の名称を使いました。唯一、宗教教団で「部落解放」を使ったのは基督教団です。経緯はわかりませんが、基督教団は、当初は「部落問題」という言葉を使って委員会をつくり、事務所としてつくったのが「部落解放センター」です。仏教教団は、「同和対策」とか「同和推進」という言葉を使っています。教団も年代を追うごとに、「同和推進」から「人権啓発」という言葉に変わってきたという経緯があります。

友永 簡単に言えば、「同和」という言葉を使うのは、公的機関や行政です。運動団体、運動関係は、「部落」「部落解放」という言葉を使っています。労働組合も部落解放共闘会議で、キリスト者が、部落解放という言葉を使うのは天皇制との関係がはっきりしている面があるのではないかと。「同和」や「融和」という言葉は、天皇制を前提とした言葉で、キリスト者は天皇制とは距離を置いているから「同和」を使わないのではないかと。

戦後、組織名称を「部落解放全国委員会」にした理由は、「部落委員会活動」という水平社の最高の運動形態から出発しようということと、水平社の運動に参加していなかった人も、戦後の新しい社会になったので、参加してもらおうということもあったと思います。「全国水平社」という名前でも再建したら、水平運動に加わっていなかった人が入りにくい。戦前の部落解放運動では水平社というのは有力な柱ですが、水平社に來なかつた人たちのなかで、真面目に部落問題を考へていた人もいたわけだから、そういう人たちにも入ってもらおうという考へ方もあつたと思ふ。

渡辺 8月の高野山の部落解放・人権夏期講座でも、このDVDの戦前編を鑑賞し、そのあと、話をしました。全国水平社は、水平社以前のいろい

ろな取り組み、部落改善運動や融和運動を批判して出てくるわけですが、水平社の糾弾闘争について、また、高松差別裁判闘争が勝利したのはなぜか、といった、おもしろい質問や意見が出ていました。

友永 『にんげん』で授業を受けた世代の人がいましたが、『にんげん』という教科書はどうでしたか。

〇〇 私は、『にんげん』で載せられている物語が、同和教育の一環だということをおとになってわかりました。そのときは、貧困の問題とか、知っているのに知らんぷりするのはいかん、といった道徳的なことととらえていました。

友永 『にんげん』を使っている学校と使っていない学校があります。

〇〇 私は西成区に住んでいて、使っていました。

友永 部落を含まない学校は使っていないところも多いです。

〇〇 今日話を聞いていて、60年代、70年代ぐらいに、「誇り」の運動が提起されたということを知りましたが、大衆にまで浸透するのに20年ぐらいかかっているんだなと思いました。ぼくが初めて解放運動に参加するとき、青年部にオルグしてもらったんですが、それまでは昔の運動のイメージ、糾弾闘争しかなかったんですが、青年部の人から、「違うねん、誇りなんや」ということを聞きました。その人が支部の執行委員もやっていて、学習したことを教えてくれました。60年代ぐらから提起されていたことが、大衆に浸透するまで少し時間がかかるんやなと思いました。「3つの命題」という理論が構築されていったのは、そういう時代ですね。

渡辺 70年代の初めですね。

〇〇 それは、オール・ロマンスとか、行政闘争を経て出てきた理論ですか。

渡辺 理論としてつくり上げられていくのは同対審答申以降ですね。

〇〇 理論の勉強をしないといかんなどということ、人物のことを知らないといかんなど思いました。この間、水平社博物館を見学したときに、水平運動は複雑な組織やな、ついたり離れたり、ケンカばかりしてるななど思いました。特に、戦争をめぐる意見の対立があつたりとか。人物のことをもっと知ることも大事なのかななど思いました。

司会 それでは時間がきましたので。次回は、9月23日、谷元昭信さん(前・部落解放同盟中央本部書記次長)の「戦後の部落解放運動～1980年代から今日まで」です。

## 公益財団法人住吉隣保事業推進協会の動き

### 「全国水平社90年の運動から学ぶ」連続講座

本年は全国水平社創立90周年という節目の年にあたります。このため、4月から12月まで、月一回「全国水平社90年の運動から学ぶ」住吉地区連続講座を開催しています。主催は、財団法人住吉隣保事業推進協会、部落解放同盟大阪府連住吉支部を中心に関係団体で構成する実行委員会です

10月は、以下の日程で例会を企画しています。つきましては、皆様の積極的なご参加をお願いします。

テーマ：「これからの部落解放運動」  
日 時：10月28日(日)午後1時～3時  
会 場：市民交流センターすみよし北201  
講 師：赤井隆史さん(部落解放同盟大阪府連合会書記長)  
参加・資料費：500円

内 容：飛鳥会事件以降、部落解放運動は冬の時代に突入したといわれており、解放運動史上、もっとも厳しい時代に直面していると言っても過言ではない。こうした厳しい時代にあって、大阪府連では部落解放運動の総合的展開と銘打ち取り組みのスタートに向けた、準備が着々と進行してきている。それは、府連と支部との新たな関係の構築や社会的起業の立ち上げなどであり、従来の解放運動の枠をこえた新たな実践の試みがいよいよ本格化しつつある。こうした新たな展開を迎えた部落解放運動について、共に学

びあう場とするための講座を開催する。

#### 問い合わせ・お申し込み

「全国水平社90年の歴史から学ぶ」  
住吉地区実行委員会事務局  
〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21  
大阪市立市民交流センターすみよし北  
Tel：06-6674-3731 / Fax：06-6674-3710

### 「第20回住吉・住之江じんけんのつどい」のお知らせ

人権尊重のまちづくりをめざす、幅広い区民交流の場です。教育・福祉・啓発をテーマに区民が創る人権学習に、あなたも参加してみませんか？



#### 全体集会

テーマ：「報道と人権～ニュース報道をそのまま信じていいのか？」  
講 師：山本浩之さん(関西テレビアナウンサー)

#### 分科会

教育・福祉・啓発の3つの分野に分かれての学習会  
(分科会の詳細についてはお問い合わせ下さい)

日 時 11月10日(土)  
13:00～17:15(受付12:30～)  
会 場 市民交流センターすみよし北  
対 象 どなたでも  
定 員 350名(申込先着順)  
費 用 500円  
申込期間 10月10日～19日

#### 問い合わせ・お申し込み

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21  
大阪市立市民交流センターすみよし北  
Tel：06-6674-3731 / Fax：06-6674-3710